

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 44 号  
工学研究科高度生産加工技術研究センター規程

(設置)

第 1 条 先端のものづくり技術に関する教育研究を行うため、地域産業に対するものづくり技術とものづくり人材育成を支援するため、兵庫県立大学大学院工学研究科に、高度生産加工技術研究センター（以下、「研究センター」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 研究センターの設置期間は、平成 35 年 3 月 31 日までとする。

(業務)

第 3 条 研究センターは、生産加工技術研究に関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 先端加工技術の教育研究に関すること
- (2) 機械設計の教育研究に関すること
- (3) 材料強度・材料設計の教育研究に関すること
- (4) 熱・流体の教育研究に関すること
- (5) 計測・制御技術の教育研究に関すること
- (6) 地域産業界への技術支援に関すること
- (7) ものづくり人材育成に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、研究センターの運営に関すること

(組織等)

第 4 条 研究センターに、次に掲げる職を置く。

- (1) 研究センター長
  - (2) 副研究センター長
- 2 研究センターに別に定める研究グループを置く。
  - 3 研究センター長は、研究センターの業務を掌理し、研究センターを代表する。
  - 4 研究センター長は、工学研究科教授会において選出する。ただし、設立当初の研究センター長は、工学研究科長が指名する。
  - 5 研究センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
  - 6 研究センター長は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。
  - 7 副研究センター長は、研究センター長が指名する。その任期は、2 年とし、再任を妨げない。
  - 8 研究センター長に事故があるとき、又は研究センター長が欠けたときは、副研究センター長が、その職務を代理する。

(運営委員会)

第 5 条 研究センターの運営を円滑に行うため、研究センター運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第 6 条 委員会は、研究センターの運営に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究センターの組織に関すること
- (2) 研究センターの人事に関すること
- (3) 研究センターの施設整備に関すること

- (4) 研究センターの教育研究連携に関する事
- (5) その他、研究センターの運営に必要な事項に関する事

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究センター長
- (2) 副研究センター長
- (3) 研究センターの各研究グループから選ばれた委員
- (4) 姫路工学キャンパス経営部長
- (5) その他研究センター長が必要と認めた者

(任期)

第8条 前条第3号及び第5号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第11条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、部会長は、委員長が指名する。
- 3 部会長及び部会の会議については、第9条第3項、同条第4項及び前条の規定を準用する。

(研究センター及び委員会の庶務)

第12条 研究センター及び委員会の庶務は、総務課で行う。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、工学研究科教授会の議決による。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究センター及び委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める

附 則  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 1 月 17 日一部改正)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

(この規程の失効)

- 2 この規程は、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失う